

安芸高田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

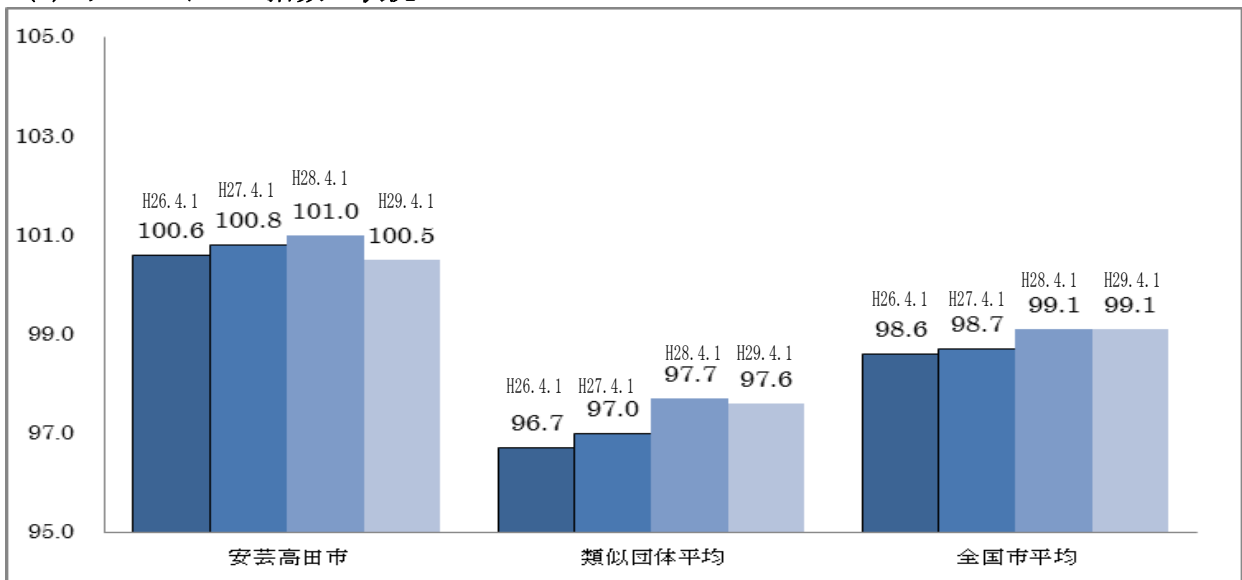
区 分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成27年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成28年度	29,773	19,761,398	370,880	3,814,184	19.3	20.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成28年度	345	1,419,528	194,077	564,930	2,178,535	6,315	5,780

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成29年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

継ぎ足し部分

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
平成28年度	円	円	円 (- %)	%	%	%
	-	-	-	-	-	0.17

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
平成28年度	月	月	月	月	月	月
	-	-	-	-	-	4.30

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施 未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合に

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職及び消防職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ
激変緩和のため、当分の間の経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

本市は、地域手当の非支給対象地域であるため、見直しは行っていない。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成29年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
安芸高田市	44.8 歳	344,904 円	401,078 円	360,773 円
広島県	44.3 歳	341,948 円	424,545 円	384,290 円
国	43.6 歳	330,531 円	—	410,719 円
類似団体	42.4 歳	317,165 円	372,770 円	343,212 円

②消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
安芸高田市	34.0 歳	286,990円	351,628円	309,320円
類似団体	37.1 歳	283,103円	342,311円	310,139円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		安芸高田市	広島県	国
一般行政職	大学卒	178,200円	184,800円	178,200円
	高校卒	146,100円	150,500円	146,100円
消防職	高校卒	164,900円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	263,450円	355,700円	379,533円	401,150円
	高校卒	232,600円	328,600円	363,550円	362,800円
消防職	高校卒	—	329,800円	380,120円	—

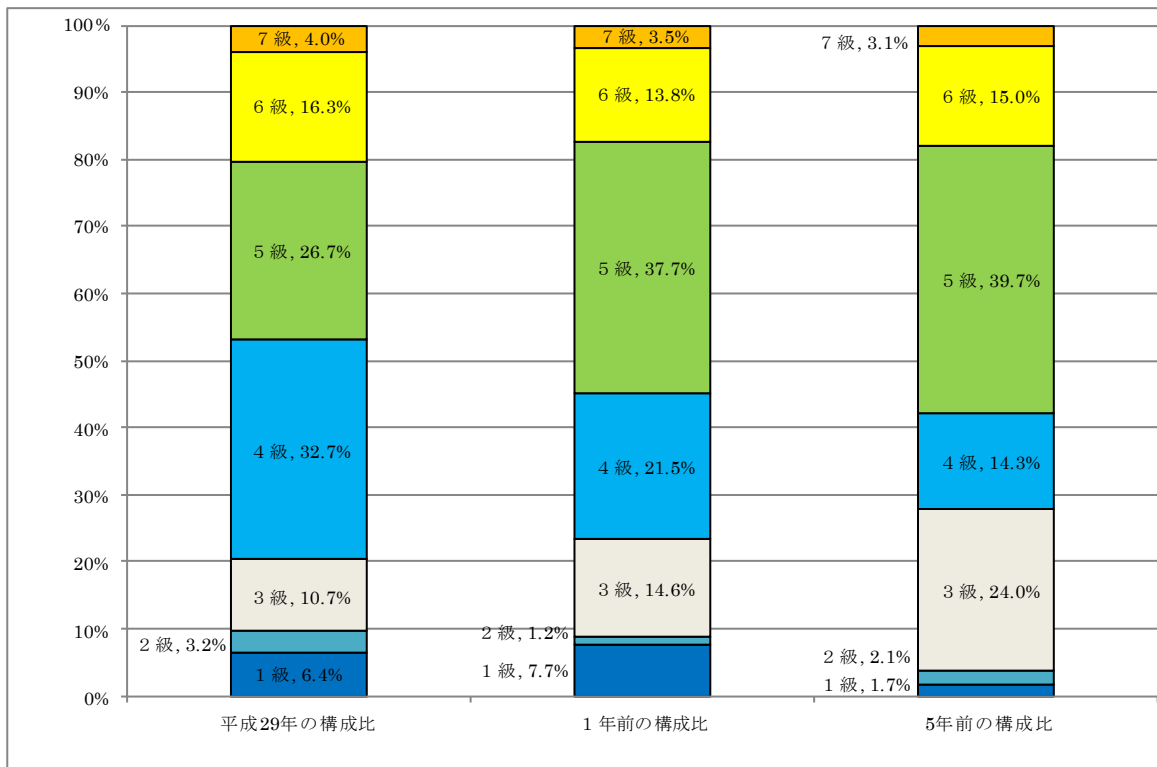
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成29年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の給 料月額
1級	主事	16人	6.4%	142,600円	247,100円
2級	主事	8人	3.2%	192,700円	303,800円
3級	主任主事、主任	27人	10.7%	228,900円	349,600円
4級	主査、専門員	82人	32.7%	262,000円	380,600円
5級	課長補佐、係長	67人	26.7%	288,000円	394,900円
6級	課長、支所長、主幹	41人	16.3%	318,500円	410,800円
7級	部長	10人	4.0%	362,300円	444,500円

(注) 1 安芸高田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況（安芸高田市）

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

安芸高田市	広島県	国
1人当たり平均支給額（平成28年度） 1,632千円	1人当たり平均支給額（平成28年度） 1,644千円	—
（平成28年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 （1.45）月分 （0.80）月分	（平成28年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 （1.45）月分 （0.80）月分	（平成28年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 （1.45）月分 （0.80）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～20% ・ 管理職加算 15%～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5%～20% ・ 管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（安芸高田市）

平成29年4月2日から平成30年4月1日までにける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成30年12月		平成30年12月	

(2) 退職手当（平成29年4月1日現在）

安芸高田市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 2%～20%加算			定年前早期退職特別措置 2%～45%加算		
1人当たり平均支給額（定年）		（その他）			
23,734千円		5,307円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）			1,840千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）			263,261円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	19.5%	人	20%
大阪府大阪市	16%	人	16%
広島県広島市	7.2%	7人	10%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			- (-)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）		2,019千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）		36,702円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度）		14.5%		
手当の種類（手当数）		7種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税等徴収事務職員の特殊勤務手当	税務職員及び税外収入金等の徴収事務職員	滞納金の徴収のため出張し、滞納整理に従事した場合	56千円	500円/日
防疫等作業職員の特殊勤務手当	防疫等作業に従事する職員	感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者等に対する処	一千円	500円/日

		理作業に従事した場合又は家畜伝染病等に対する防疫作業に従事した場合		
行旅病人等取扱職員の特務手当	行旅病人及び行旅死亡人取扱に従事した職員	行旅病人の救護作業に従事した場合	一千円	1,000円/件
		行旅死亡人の取扱作業に従事した場合	一千円	3,000円/件
社会福祉業務等従事職員の特務手当	社会福祉事務に従事する職員	現業を行う職員又は直接その指導を行う職員	600千円	10,000円/月
	精神保健福祉業務に従事する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する相談及び指導の現業事務に直接従事する職員等	一千円	500円/日
し尿処理業務従事職員の特務手当	し尿処理施設に勤務する職員	常時現場においてし尿処理に関する業務に従事した職員	一千円	10,000円/月
水道業務従事職員の特務手当	水道業務に従事する職員	水道料金の滞納整理に伴い、給水の停止業務に従事した場合	一千円	500円/日
消防職員の特務手当	消防業務に従事する職員	(火災出動手当) 職員が火災出動し、かつ、消火作業に従事した場合	22千円	・機関運行者 300円/件 ・その他の者 200円/件
		(救急出動手当) 職員が救急出動し、かつ、救急業務に従事した場合	1,298千円	・機関運行者 300円/件 ・救急救命士 400円/件 ・その他の者 200円/件
		(救助出動手当) 職員が救助出動し、かつ、救出救助業務に従事した場合	17千円	・機関運行者 300円/件 ・救急救命士 400円/件 ・その他の者 200円/件
		(潜水手当) 職員が潜水器具を着用して潜水作業に従事した場合(潜水訓練も含む。)	27千円	・作業 500円/回 ・加算額 500円/時間

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算)	111,131千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	376千円
支給実績(平成27年度決算)	74,139千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	304千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(平成28年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給される手当。 ・配偶者 10,000円 ・子 8,000円 ・配偶者及び子以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 子 10,000円 子以外の扶養親族 9,000円 ・特定期間(満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子)の加算 5,000円	同	—	47,982千円	199,906円
住居手当	○月額12,000円を超える家賃等を支払っている職員に支給される手当。 (借家・借間) 最高支給限度額 27,000円	同	—	19,272千円	294,592円

	<p>○単身赴任手当を支給され留守家族が居住する借家・借間の家賃を負担している職員に支給される手当。</p> <p>・上記、借家・借間の支給額の1/2 最高支給限度額 13,500円</p>	同	—		
通勤手当	<p>○通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員及びこれらを併用することを常例とする職員に支給される手当。</p> <p>(交通機関等の利用者)</p> <p>・運賃等相当額</p>	同	—	30,265千円	86,236円
	<p>(自動車等の使用者)</p> <p>通勤距離に応じ、5 km未満 (2,000 円) ～ 60 km以上 (31,600 円)</p>	同	—		
	<p>(交通機関等と自動車等との併用者)</p> <p>・運賃相当額+上記自動車等の使用者の額</p>	同	—		
単身赴任手当	<p>○異動等に伴い転居し、やむを得ない事情等により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とする職員等に支給される手当。</p> <p>・基本額 23,000 円</p> <p>・職員の住居と配偶者の住居との間の距離に応じて次の額を加算額 100 km以上 300 km未満 (6,000 円) ～ 1,500 km以上 (45,000 円)</p>	同	—	—	—
管理職手当	<p>○管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その職務の特殊性に基づき支給される手当。</p> <p>・対象区分に応じ、給料月額×10%～12% (例) 部長 12% 次長 11% 課長・室長 10%</p>	異	国の制度 俸給表別、職務の級別、俸給特別調整額の区分別に定められた額を支給	26,742千円	514,489円
休日勤務手当	<p>○休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、勤務した場合に支給される手当。</p> <p>・勤務1時間当たりの給与額×135%×時間数</p>	同	—	12,018千円	337,048円
夜間勤務手当	<p>○正規の勤務時間として、夜間（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務することを命ぜられ、勤務した場合に支給される手当。</p> <p>・勤務1時間当たりの給与額×25%×時間数</p>	同	—	4,001千円	118,965円
管理職特別勤務手当	<p>○管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当。</p> <p>・職員区分、勤務時間に応じ 3,000 円から 10,500 円/回</p>	異	国の制度 職員区分、勤務時間に応じ 2,000 円 ～ 18,000円/回	189千円	92,400円
宿日直手当	<p>○宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給される手当。</p> <p>・勤務1回につき 4,200 円</p> <p>・勤務時間が5時間未満の場合 50/100</p> <p>・執務時間が午前8時30分から午後0時30分までと定められている日等の退庁時から引き続き行われる宿日直勤務 150/100</p>	同	—	—	—

5 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区 分			給 料 月 額 等		
給料	市副教	市長	860,000円	(参考) 平成28年度類似団体における最高/最低額	
		市長	700,000円	950,000円	/ 259,000円
		市長	640,000円	772,000円	/ 325,000円
				-	/ -
報酬	議副議	議長	410,000円	545,000円	/ 230,000円
		議長	355,000円	474,000円	/ 200,000円
		議長	325,000円	442,000円	/ 180,000円
期末手当	市副	市長	(平成28年度支給割合) 4.30月分		
	議副議	議長	(平成28年度支給割合) 4.30月分		
退職手当	市副教	市長	(算定方式)		(1期の手当額)
			給料月額×支給率(500/100)×年数	17,200,000円	任期毎
			給料月額×支給率(300/100)×年数	8,400,000円	任期毎
	給料月額×支給率(250/100)×年数	6,400,000円	任期毎		
	備考				

(注) 1 退職手当については、広島県市町総合事務組合で定められた条例により支給されます。

6 職員数の状況

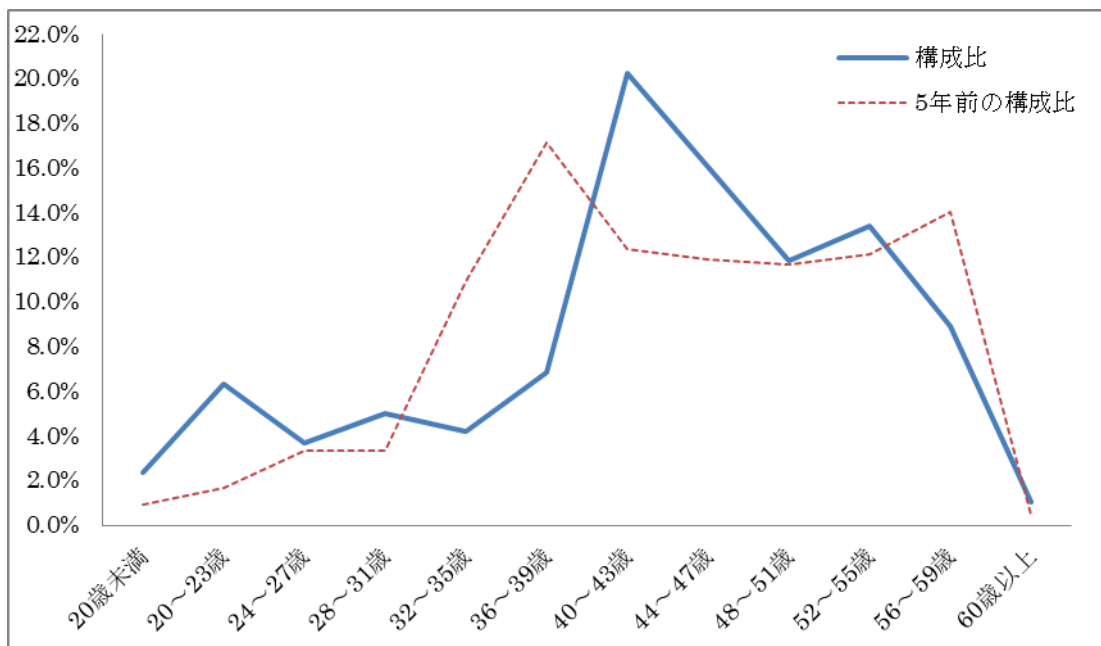
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

分部門	区	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成28年	平成29年		
一般行政部門	議 会	5	5	0	
	総 務	78	79	1	地方創生業務の充実に伴う職員増
	税 務	24	24	0	
	民 生	90	94	4	職員の採用に伴う職員増
	衛 生	8	7	△1	事務の集中化に伴う職員減
	農 林	20	20	0	
	商 工	7	8	1	商工観光事業の充実に伴う職員増
	土 木	31	31	0	
	小 計	263	268	5	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 90.0人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 - 人)
特別行政部門	教 育	33	33	0	
	消 防	49	49	0	職員採用による職員増
	小 計	82	82	0	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 27.5人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 - 人)
公営企業等	水 道	7	7	0	
	下 水	10	9	△1	事務の集中化に伴う職員減
	そ の 他	14	14	0	
	小 計	31	30	△1	
合 計		376 [525]	380 [525]	4 [525]	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 127.6人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成29年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	9人	24人	14人	19人	16人	26人	77人	61人	45人	51人	34人	4人	380人

③職員数の推移

部門別	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	300	289	276	274	263	268	▲32(▲10.7%)
教育	36	35	34	33	33	33	▲3(▲8.3%)
消防	49	49	49	46	49	49	0(-)
普通会計	385	373	359	353	345	350	▲35(▲9.1%)
公営企業等会計	36	37	36	32	31	30	▲6(▲16.7%)
総合計	421	410	395	385	376	380	▲41(▲9.7%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。
平成27年度から教育長は職員数に含みません。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成28年度の総費用 に占める職員給与費 比率
平成28年度	269,523千円	13,525千円	17,900千円	6.6%	6.0%

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市 町村一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成28年度	2人	9,246千円	981千円	3,828千円	14,055千円	7,028千円	6,167千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成29年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
安芸高田市(一般行政職)	44.3歳	344,904円	401,078円 (535,420円)
水道事業	49.5歳	385,250円	453,439円 (612,906円)

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算の合計です。
2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含み、()内の金額は、期末・勤勉手当を含みます。期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業	安芸高田市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（平成28年度） 1,869千円	1人当たり平均支給額（平成28年度） 1,632千円
（平成28年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 （1.45）月分 （0.80）月分	（平成28年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.70月分 （1.45）月分 （0.80）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成29年4月1日現在）

水道事業			安芸高田市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置		2%～20%加算	定年前早期退職特別措置		2%～20%加算
1人当たり平均支給額		一千円	1人当たり平均支給額		（定年等）23,734千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 支給なし

エ 特殊勤務手当（平成29年4月1日現在）

支給実績（平成28年度決算）		一千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）		一千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成28年度）		-		
手当の種類（手当数）		2種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （平成27年度決算）	左記職員に対する 支給単価
市税等徴収事務職員の特殊勤務手当	税務職員及び税外収入金等の徴収事務職員	滞納金の徴収のため出張し、滞納整理に従事した場合	千円	500円/日
水道業務従事職員の特殊勤務手当	水道業務に従事する職員	水道料金の滞納整理に伴い、給水の停止業務に従事した場合	千円	500円/日

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	300千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	142千円
支給実績（平成27年度決算）	254千円
職員1人当たり平均支給年額（平成27年度決算）	154千円

- （注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
	○扶養親族のある職員に支給される手当。 ・配偶者 10,000 円 ・子 8,000 円 ・配偶者及び子以外の扶養親族 6,500 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 子 10,000 円 子以外の扶養親族 9,000 円 ・特定期間（満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子）の加算 5,000 円	同		510千円	510,000円
住居手当	○月額12,000円を超える家賃等を支払っている職員に支給される手当。 (借家・借間) 最高支給限度額 27,000 円	同	—	—	—
	○単身赴任手当を支給され留守家族が居住する借家・借間の家賃を負担している職員に支給される手当。 ・上記、借家・借間の支給額の1/2 最高支給限度額 13,500円	同	—		
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員及びこれらを併用することを常例とする職員に支給される手当。 (交通機関等の利用者) ・運賃等相当額	同	—	170千円	85,200円
	(自動車等の使用者) 通勤距離に応じ、5km未満(2,000円)～60km以上(31,600円)	同	—		
	(交通機関等と自動車等との併用者) ・運賃相当額+上記自動車等の使用者の額	同	—		
単身赴任手当	○異動等に伴い転居し、やむを得ない事情等により配偶者と別居し、単身で生活することを常例とする職員等に支給される手当。 ・基本額 23,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との間の距離に応じて次の額を加算額 100km以上300km未満(6,000円)～1,500km以上(45,000円)	同	—	—	—
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その職務の特殊性に基づき支給される手当。 ・対象区分に応じ、給料月額×10%～12% (例) 部長 12% 次長 11% 課長・室長 10%	異	国の制度 俸給表別、職務の級別、俸給特別調整額の区分別に定められた額を支給	—	—
休日勤務手当	○休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、勤務した場合に支給される手当。 ・勤務1時間当たりの給与額×135%×時間数	同	—	—	—
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として、夜間（午後10時から翌日の午前5時までの間）に勤務することを命ぜられ、勤務した場合に支給される手当。 ・勤務1時間当たりの給与額×25%×時間数	同	—	—	—
管理職特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当。 ・職員区分、勤務時間に応じ 3,000円から10,500円/回	異	国の制度 職員区分、勤務時間に応じ 2,000円～18,000円/回	—	—
宿日直手当	○宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給される手当。 ・勤務1回につき 4,200 円 ・勤務時間が5時間未満の場合 50/100 ・勤務時間が午前8時30分から午後0時30分までと定められている日等の退庁時から引き続き行われる宿直勤務 150/100	同	—	—	—